

おもてなし産業魅力向上支援事業  
(商品開発)

事業概要説明

令和2年5月

# 目次

1. 概要
2. 助成対象期間(「1年計画」及び「2年計画」)
3. 助成対象事業者
4. 助成対象経費
5. 助成率・助成対象期間
6. 募集スケジュール
7. 採択基準
8. 審査での加点について
9. 事業実施例
10. 今後のスケジュール
11. 問い合わせ先



# 1. 概要

---

北陸新幹線県内開業などに向けた観光客の受入れ態勢整備のために、新たな土産品の商品開発および販路開拓を行う事業に対する補助金制度。

**対象者：中小企業者**

**対象経費：土産品の商品開発および  
販路開拓にかかる経費**

**助成率： 2/3以内(上限250万円)**

**募集期間：5/7(木)～6/17(水)**

## 2. 助成対象期間

---

次のいずれかで設定できます。

① R2.7(交付決定日)～R3.1.31まで

⇒「1年計画」といいます

② R2.7(交付決定日)～R4.1.31まで

⇒「2年計画」といいます



### 3. 助成事業対象者

福井県内に主たる事業所を有する中小企業者または個人事業者であり、次のいずれかに該当する者。

ただし、みなし大企業、フランチャイズ契約を締結して事業を行っている者は除く

① 県内の工場で製造する製造業者

② 卸売業者または小売業者等

(①の事業者に製造委託する者に限る。)

過去に「おもてなし産業魅力向上支援事業」による助成を受けた方は、事業終了後2年間は応募不可

# 中小企業者とは

中小企業基本法第2条に規定する中小企業者、小規模事業者をいいます。  
下記の資本金の額や従業員数のいずれかを満たしたものです。

業種分類	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
サービス業 (宿泊業、飲食サービス業等)	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業、建設業、 運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下

## 「みなし大企業」とは

- ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者



# 観光客、土産品の定義

---

## 「観光客」とは・・・

余暇、ビジネス、その他の目的のため、日常生活圏を離れ、継続して1年を超えない期間の旅行をし、また、滞在する人々のことを言います。

⇒ 一般的な観光客の定義です。

## 「土産品」とは・・・

県内観光地等を表象する商品であり、観光客等が本県滞在中に購入することを意図して製造され、本県の魅力を発信することが期待されるものを言います。

⇒ 観光客向けに開発された県内観光地を連想させる商品

## 4. 助成対象経費

---

事業実施のために必要となる経費となりますが、以下の  
①～③の条件をすべて満たすものを対象とします。

① 事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

② 交付決定日以降の契約・発注により発生した経費

※交付決定日：採択された後に発行される「交付決定通知書」の日付

③ 証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費

※証拠書類：見積書や発注書(契約書)、納品書、請求書、領収書など



# 別表 事業内容と助成対象経費について(1/4)

## 助成対象経費：新商品開発事業

費目	想定される経費の内容
従業員旅費（国内のみ）	開発・試作に必要な情報収集、調査等に要する従業員の旅費・宿泊費
専門家謝金	開発・試作に必要な情報やノウハウを得るために専門家から指導助言を受けるための費用
専門家旅費（国内のみ）	専門家から指導助言を受けるために要する専門家の旅費・宿泊費
資材購入費	原材料等、開発・試作に直接必要なもので、当事業での使用分が特定できる物の購入費
外注加工費	開発・試作を行うために必要な外注に要する費用
試作用機械器具等購入費	助成期間中にのみ試作用途で限定使用される機械器具等の購入費
機械改造費	助成期間中にのみ試作用途で限定使用される機械改造にかかる費用
借損料	開発・試作のために必要な機械器具等のレンタル・リースに要する費用
会場借料	求評活動に必要な会場や展示小間の借上げに要する費用
会場整備費	求評活動のために借上げた会場や展示小間の工事・装飾に要する費用
サンプル作成費	試作品の求評活動や試験検査等に必要なサンプル品の作成に要する費用
雑役務費	求評活動等を実施するために臨時かつ短期に雇用したアルバイト費用
通訳・翻訳料	事業に必要な通訳および翻訳を依頼する際に要する経費
委託費	開発・試作に必要な業務の一部を外部に委託するために要する費用
産業財産権等取得費	産業財産権を取得するために要する弁理士費用
資料購入費	開発・試作に必要な専門書や資料等の購入費
印刷製本費	求評用の印刷物や連携企業間の打合せ資料等、当事業での使用分が特定できる印刷費
通信運搬費	求評用サンプルの送付や展示会用の展示品の送付等に要する運送費および郵送費
消耗品費	開発・求評に必要なもので、当事業での使用分が特定できる消耗品の購入費

# 別表 事業内容と助成対象経費について(2/4)

## 助成対象経費：販路開拓事業

費目	想定される経費の内容
従業員旅費（国内のみ）	販路開拓・広報に必要な情報収集、調査、展示会出展等に要する従業員の旅費・宿泊費
専門家謝金	販路開拓・広報に必要な情報やノウハウを得るために専門家から指導助言を受けるための費用
専門家旅費（国内のみ）	専門家から指導助言を受けるために要する専門家の旅費・宿泊費
販路開拓用 機械器具等購入費	販路開拓を目的とした機械器具等の購入費（50万円以上のものを除く）
会場借料	販路開拓・広報活動に必要な会場や展示小間の借上げに要する費用
会場整備費	販路開拓・広報活動のために借上げた会場や展示小間の工事・装飾に要する費用
サンプル作成費	販路開拓・広報活動に必要なサンプル品の作成に要する費用
借損料	販路開拓・広報活動のために必要な機械器具等のレンタル・リースに要する費用
雑役務費	販路開拓・広報活動を実施するために臨時かつ短期に雇用したアルバイト費用
通訳・翻訳料	事業に必要な通訳および翻訳を依頼する際に要する経費
委託費	販路開拓・広報活動に必要な業務の一部を外部に委託するために要する費用
資料購入費	販路開拓・広報活動のために必要な専門書や資料等の購入費
広告宣伝費	販路開拓・広報を目的とした新聞・雑誌等の広告宣伝費
ホームページ作成費	販路開拓・広報を目的としたホームページの制作費
印刷製本費	販路開拓・広報用の印刷物等、当事業での使用分が特定できる印刷費
通信運搬費	販路開拓・広報用サンプルの送付や展示会用の展示品の送付等に要する運送費および郵送費
消耗品費	販路開拓・広報活動に必要なもので、当事業での使用分が特定できる消耗品の購入費

※当事業で開発した商品等のPR、販路開拓にかかる経費が対象。  
それ以外の商品のPRや販路開拓、販売を目的とした営業経費は対象外。



## 別表 事業内容と助成対象経費について(3/4)

### 3 助成対象経費についての留意事項

#### ◆旅費について

**旅費**：JR・公共交通機関の運賃実費（グリーン料金等は除く）

**宿泊費**：実費（上限額は以下のとおり）

宿泊費(円/泊)	13,400	12,000
地域区分	東京都特別区、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市	左記以外

#### ◆助成対象にならない経費

- 日当、タクシー代、ガソリン代、レンタカー代、駐車場代、県内旅費
- グループの各企業の間取引にかかる費用
- 保証金、敷金、保険料、公租公課
- 飲食費、接待費、交際費、遊興、娯楽に要する費用
- 産業財産権等取得において特許庁に納付する出願手数料、審査請求料、登録料等
- 直接売上や利益につながる費用
- 販売する商品の製造・販売等にかかる経費 など

## [国内旅費についての補足説明] (4/4)

- ① JR指定席運賃がベースとなる。
  - ・福井⇄東京往復の場合、北陸新幹線での東京往復も可だが、東京往復割引切符の金額が上限金額となる。
  - ・飛行機の使用も可能。ただし、JRと比べて安い方の金額が上限となる。
  - ・社内で旅費規程を設けている場合もJR指定席運賃と比べて安い方の金額が上限金額となる。
  
- ② 自動車は高速代のみ対象となる。
  - ・ガソリン代、駐車場代、レンタカー代金、県内高速代は対象外



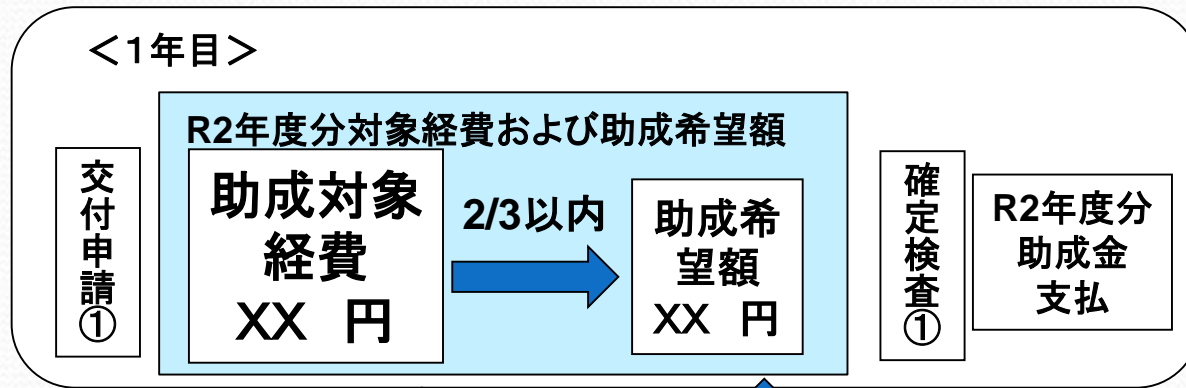
## 5. 助成率・助成対象期間

助成率	助成限度額	助成対象期間
対象経費の 3分の2以内	250万円	次のいずれかから選択できます。 1年計画: 交付決定日～R3.1.31 2年計画: 交付決定日～R4.1.31

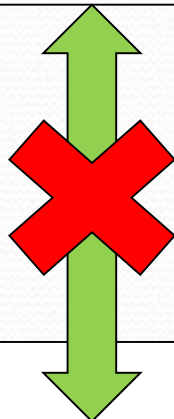
- ※ 採択の状況により、助成限度額が減額になる場合があります。
- ※ 助成金の交付は、事業完了後となります。
- ※ 事業開始後に「1年計画」から「2年計画」への変更はできません。

# 「2年計画」で事業期間を設定する場合の注意事項

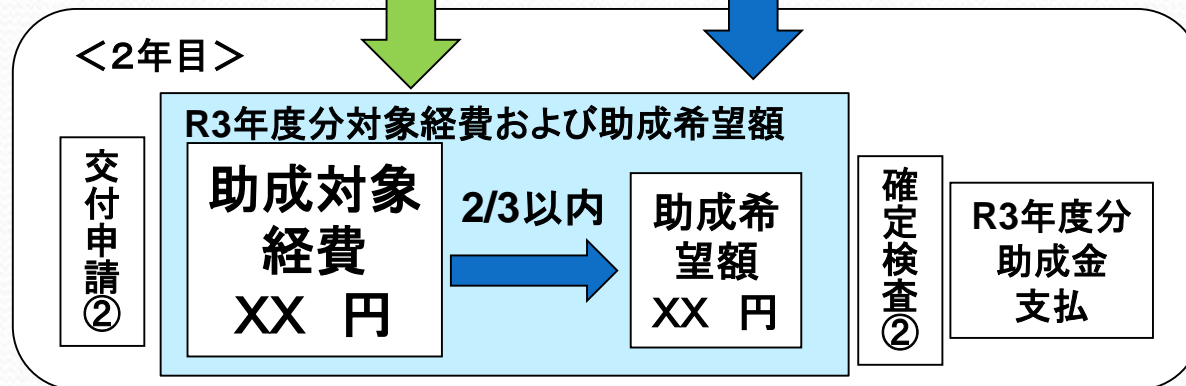
注意①  
助成金の交付・  
支払いは  
年度ごと(一括  
請求は不可)



注意②  
対象経費の  
・次年度繰越  
・前年度前倒し  
は不可



注意③  
1年目と2年目の助成希望額合計が  
250万円以内





# 事業実施例 対象経費が400万円の場合

(単位:万円)

	助成対象経費	助成希望額
R2年度分	100	66
R3年度分	300	184
合計	400	250

## 注意①

助成金の交付・支払いは年度ごと(一括請求は不可)

例: R2年またはR3年に一括で助成金を請求できない

## 注意②

対象経費の次年度繰越、前年度前倒しは不可

例: 1年目100⇒50万円だった場合、助成金は50万円の2/3となる。  
残額を2年目に繰り越すことは出来ない。

## 注意③

1年目と2年目の助成希望額合計が**250万円以内**

例 R2年 100万円 × 2/3 = 66万円

R3年 300万円 × 2/3 = 200万円

助成限度 **250万円** < 266万円なので以下のように調整下さい

## 助成希望額

R2年 —————→ 66万円

R3年 250万円 - 66万円 = 184万円

合計 250万円

## 6. 募集スケジュール

---

### (1) 募集期間

R2年5月7日(木)～**6月17日(水)**

[17:00まで 当日必着]

### (2) 提出方法

必要書類一式を郵便又は宅配便にて提出。

※書類はパソコン等で作成ください。

(データのみ)の提出不可)

### (3) 提出先

(公財)ふくい産業支援センター 販路・資金支援部



## ● 事業計画の作成から提出の流れ

① 商工団体等に相談



② 書類作成(意見書※及び必要書類含む)



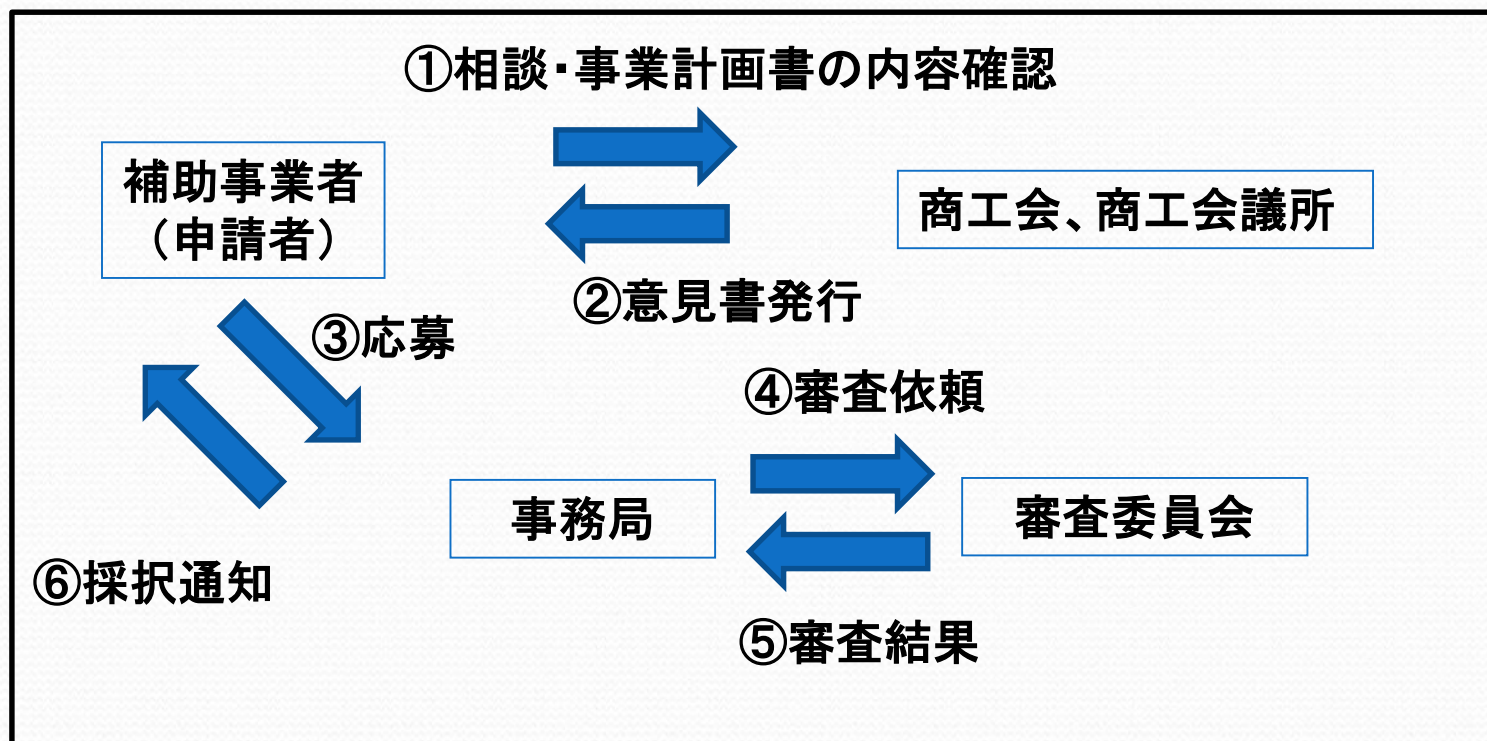
③ 産業支援センターに提出

応募様式は、産業支援センターホームページからダウンロードできます

おもてなし産業魅力向上支援事業(商品開発)

※意見書は商工団体等から発行されます

# 採択先の決定方法



審査委員会を開催し(7月予定)、事業計画の内容を審査のうえ採択先を決定します。



# 7. 採択基準

---

次に掲げる基準を踏まえ、審査委員会で事業計画書の内容を審査します。

- ① 助成事業の実施が確実である等事業内容の精度が高いこと
- ② 助成事業の実施により、観光客の満足度向上が見込まれること
- ③ 事業計画および実施方法が、事業を遂行するために適切であり、かつ十分な成果を期待できるものであること
- ④ 地域経済への波及効果が見込まれること

※新型コロナウイルスで売上高減少等の影響を受けた事業者・事業継続計画（BCP）を作成している事業者に対して採択審査にて加点を行います。

## 8. 審査での加点について

下記に該当する場合、審査時の加点があります。

別紙1の該当欄へ記入ください。

①新型コロナウイルスで影響を受け売上高等が減少した事業者。

●売上高等減少に係る証明書  
 ≪様式7≫を添付ください。  
 (経営安定資金申込時に出す証明書)  
 ↑ 商工会議所・商工会等が証明

②事業継続計画(BCP)を作成している事業者。

いずれかに○

BCPを作成している場合、写しを添付。

○以下の項目に該当がある場合は記入ください。

補助金交付の実績 (3年以内)		
現在申請中の補助金		
審査 加点 項目	新型コロナウイルスによる売上等の影響状況	有 ・ 無
	BCP策定状況	策定済 ・ 策定予定 ( 月頃) ・ 未策定



# 9. 事業実施例

## ①「1年計画」の場合

期間：R2.7(交付決定日)～R3.1.31の期間で設定。

	令和2										令和3	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	
応募		■										
審査			■									
採択決定				■								
交付申請※				■								
交付決定				■								
事業実施				■	■	■	■	■	■	■	★	
確定検査※												■
助成金支払												■

**1/31**までに  
新商品の開発から販路開拓  
までの事業を実施し、  
全ての支払いを完了  
 する必要があります。

交付決定日以降  
 発注可能

※1 交付申請・・・採択を決定後、事業計画の内容を改めて精査し、助成金の交付申請をする。  
 ※2 確定検査・・・助成対象額を決定するための検査。(事業終了後、現地に赴き、開発した商品および証拠書類の原本を確認する。)

# 事業実施例

## ②「2年計画」の場合

R2.7(交付決定日)~R4.1.31の期間で設定

<1年目> R2.7(交付決定日)~(最長)R3年1月31日

### ポイント

- ①申請と確定検査は**2回**
- ②補助金は**年度ごとの支払**

令和2年度  
事業実施の流れ



交付申請1回目

交付決定日以降発注可能

1年目の事業期間は**R3.1/31**まで

R2年度分申請額に対してR3.2月より確定検査が行われる。

- ### ポイント
- ①応募時の事業計画書(様式第1)は事業2年間の費用・助成金を記載する。
  - ②採択決定後、交付申請をする際はR2年度分のみ申請する。
  - ③交付対象はR3年1月31日までに確定した経費となる。
  - ④R3年2月~3月の確定検査後、R2年度分の補助金請求及び支払いが実施される。



# 事業実施例

## ②「2年計画」の場合

R2.7(交付決定日)～R4.1.31の期間で設定

<2年目>R3年4月1日～(最長)R4年1月31日

令和3年度  
事業実施の流れ

事業2年目	令和3												令和4		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
交付申請、交付決定	■														
事業実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	★		
確定検査2													★		
助成金請求、支払															■

交付申請2回目

2年目の事業期間は最長R4.1/31まで

R3年度分申請額に対して、事業終了翌月に確定検査が行われる。

### ポイント

- ①再審査はありません。
- ②次年度、速やかにR3年度分の交付申請を行う。
- ③交付対象はR3年4月1日～R4年1月31日までに確定した経費となる。
- ④R4年2月の確定検査後、R3年度分の補助金請求及び支払いが実施される。

## 10. 今後のスケジュール

時期	項目
5/7(木)～6/17(水)	募集期間
7月上旬(予定)	審査委員会
7月下旬(予定)	採択・交付決定
7月下旬(予定)	事業スタート

### 注意点

- ※採択の時期については、前後する可能性があります。
- ※交付決定日以降、補助対象とする物品の発注が可能となります。
- ※助成金の支払いは補助期間終了後の精算払いとなります。



# 11.問い合わせ先

◆事業に関する相談：商工団体等

◆本補助金制度及び申請書作成についての相談：  
ふくい産業支援センター（以下に記載のとおり）

（公財）ふくい産業支援センター  
販路・資金支援部 資金支援グループ

〒910-0296

坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16

（福井県産業情報センタービル内 4F）

TEL 0776-67-7406 FAX 0776-67-7419

URL <https://www.fisc.jp>

